

令 和 8 年

第 2 回庄原市議会定例會議案

(3月)

庄 原 市



令和8年第2回庄原市議会定例会議案目次

議案第2号	専決処分の承認を求めるについて (令和7年度庄原市一般会計補正予算(第7号))	1
議案第3号	庄原市監査委員の選任に同意を求めるについて	3
議案第4号	庄原市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて	5
議案第5号	庄原市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて	7
議案第6号	庄原市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて	9
議案第7号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて	11
議案第8号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて	13
議案第9号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて	15
議案第10号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて	17
議案第11号	庄原市旅費条例	19
議案第12号	庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第13号	庄原市行政手続条例の一部を改正する条例	31
議案第14号	庄原市子育て支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	33
議案第15号	庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	35
議案第16号	庄原市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例	37
議案第17号	庄原市行政組織条例の一部を改正する条例	39
議案第18号	庄原市経済対策施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	43
議案第19号	庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	45
議案第20号	庄原市手数料条例の一部を改正する条例	47

議案第21号	庄原市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第22号	工事請負契約の変更について	51
議案第23号	指定管理者の指定について	55
議案第24号	指定管理者の指定について	57
議案第25号	指定管理者の指定について	59
議案第26号	指定管理者の指定について	61
議案第27号	指定管理者の指定について	63
議案第28号	指定管理者の指定について	65
議案第29号	指定管理者の指定について	67
議案第30号	指定管理者の指定について	69
議案第31号	指定管理者の指定について	71
議案第32号	指定管理者の指定について	73
議案第33号	指定管理者の指定について	75
議案第34号	指定管理者の指定について	77
議案第35号	指定管理者の指定について	79
議案第36号	指定管理者の指定について	81
議案第37号	指定管理者の指定について	83
議案第38号	指定管理者の指定について	85
議案第39号	指定管理者の指定について	87
議案第40号	指定管理者の指定について	89
議案第41号	指定管理者の指定について	91

議案第42号	指定管理者の指定について	93
議案第43号	指定管理者の指定について	95
議案第44号	財産の無償譲渡について	97
議案第45号	広島市と庄原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	99
議案第46号	第3期庄原市長期総合計画基本構想及び基本計画の策定について	別冊
議案第47号	庄原市定住自立圏形成方針の変更について	別冊
議案第48号	庄原市過疎地域持続的発展計画の策定について	別冊
議案第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	別冊
議案第50号	令和8年度庄原市一般会計予算	別冊
議案第51号	令和8年度庄原市住宅資金特別会計予算	別冊
議案第52号	令和8年度庄原市歯科診療所特別会計予算	別冊
議案第53号	令和8年度庄原市休日診療センター特別会計予算	別冊
議案第54号	令和8年度庄原市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第55号	令和8年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算	別冊
議案第56号	令和8年度庄原市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第57号	令和8年度庄原市介護保険特別会計予算	別冊
議案第58号	令和8年度庄原市介護保険サービス事業特別会計予算	別冊
議案第59号	令和8年度庄原市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第60号	令和8年度庄原市下水道事業会計予算	別冊
議案第61号	令和8年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算	別冊
議案第62号	令和8年度庄原市比和財産区特別会計予算	別冊

報告第1号	損害賠償額の決定について	109
-------	--------------	-----

議案第 2 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

1 専決処分の内容

令和 7 年度庄原市一般会計補正予算（第 7 号）  
(別 紙)

2 専決処分年月日

令和 8 年 1 月 23 日

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

庄原市長 八 谷 恭 介

### 1 専決処分の内容

令和 7 年度庄原市一般会計補正予算（第 7 号）

（別 紙）

議案第 3 号

庄原市監査委員の選任に同意を求めるについて

次の者を庄原市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

星 野 正 嗣

(提案理由)

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第4号

庄原市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

次の者を庄原市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日

庄原市長 八谷恭介

石丸弘明

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第 5 号

庄原市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

次の者を庄原市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

高 井 美 和 子

(提案理由)

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第 6 号

庄原市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

次の者を庄原市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

岡 村 元 治

(提案理由)

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第7号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

庄原市長 八谷恭介

日雨孫厚子

(提案理由)

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第8号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

庄原市長 八谷恭介

秋山千枝

(提案理由)

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第9号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

庄原市長 八谷恭介

林千鶴

(提案理由)

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経歴

議案第 10 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

長瀬廣司

(提案理由)

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経歴

## 議案第 11 号

庄原市旅費条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

### 庄原市旅費条例

庄原市旅費条例（平成 17 年庄原市条例第 49 号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他市長が認める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを

約する契約をいう。次条第8項において同じ。) を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、規則で定める様式に必要事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定による場合には、できるだけ速やかに規則で定める様式に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

- 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
  - 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例及び規則の定めるところによる。

(旅費の計算方法)

- 第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、現に旅行した経路及び方法によって計算する。

- 2 勤務地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の請求手続)

- 第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出をする者に提出しなければならない。この場合において、

必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 前項の精算の手続は、規則で定めるところによる。
- 4 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する

移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
  - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
  - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
  - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第3号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が市長の承認を受けて当該職員の所有等する自家用自動車（以下「自家用車」という。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき市長の定める額を乗じて得た額とする。
- 3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 15 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

(転居費)

第 16 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 17 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 18 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第 9 条から第 12 条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第 19 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第 20 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第 21 条 外国旅行の旅費は、国家公務員の外国旅費の例に準じて市長が定める額を支給する。

(職員以外の者の旅費)

第 22 条 別に定めのあるもののほか、職員以外の者が、旅行命令権者の依頼又は要求に応じ、公務遂行を補助するために旅行したときは、その者に対し旅費を支給する。

2 前項に定める職員以外の者が他の地方公共団体の職員であるときは、その者の属する地方公共団体の旅費に関する規定により、旅費を支給する。

(旅費の支給額の上限)

第 23 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号並びに第 12 条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条第 1 項並びに第 7 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第 24 条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第 25 条 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行命令権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(庄原市旅費条例の全部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の庄原市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の庄原市旅費条例（以下この項において「旧条例」という。）による旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する部分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 25 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

- 5 前 3 項に規定するもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 6 庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改め、同条第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

(庄原市証人等の実費弁償支給条例の一部改正)

- 8 庄原市証人等の実費弁償支給条例（平成 17 年庄原市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改め、「(日当を除く。)」を削る。

(庄原市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 9 庄原市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年庄原市

条例第 43 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(庄原市国民健康保険総額診療所長の給与に関する条例の一部改正)

10 庄原市国民健康保険総額診療所長の給与に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(庄原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

11 庄原市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(庄原市消防団条例の一部改正)

12 庄原市消防団条例（平成 17 年庄原市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(庄原市比和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

13 庄原市比和財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「庄原市旅費条例（平成 17 年条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

14 庄原市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 21 年庄原市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「庄原市旅費条例（平成 17 年庄原市条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

15 庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年庄原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項中「庄原市旅費条例（平成 17 年庄原市条例第 49 号）」を「庄原市旅費条例（令和 8 年庄原市条例第 号）」に改める。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正により、国家公務員等の旅費の取扱いが変更されたことを踏まえ、旅費の種目及び支給額等を見直すため、庄原市旅費条例の全部を改正しようとするものである。

## 議案第 12 号

庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

### 庄原市職員の給与に関する条例及び庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(庄原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 庄原市職員の給与に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「初任給調整手当」の次に「(第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第 11 条第 1 項第 2 号中「及び別表第 3」を削り、同条第 2 項第 2 号中「当該職員の」を「支給単位期間につき、66,400 円を超えない範囲内で」に、「応じ、別表第 3 通勤手当月額欄に定める額」を「応じて規則で定める額」に、「2,000 円」を「5,000 円」に改め、同条第 6 項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加える。

第 21 条を次のように改める。

(初任給調整手当)

第 21 条 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 4 条第 5 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 7 項、第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては規則で定める額）並びにこれに第 10 条の規定による地域手当支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額（その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤す

る地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
  - 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 別表第3を削る。

（庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年庄原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当）

第10条の2 フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

第14条第1項中「当該額に規則で定める割合を乗じて得た額（地域手当に相当する報酬の額）」を「給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される地域手当及び第2種初任給調整手当に相当するものとして規則で定める額」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和7年人事院給与勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を勘案し、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

## 議案第 13 号

庄原市行政手続条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

### 庄原市行政手続条例の一部を改正する条例

庄原市行政手続条例（平成 17 年庄原市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条前段中「及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、同条中「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の庄原市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

### (提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、当該改正に準拠し、所在が判明しない者に対する聴聞の実施等の通知の公示の方法を改めるため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 14 号

庄原市子育て支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市子育て支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市子育て支援施設設置及び管理条例（平成 17 年庄原市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表中「庄原市板橋子育て支援施設（板橋ひだまり広場）」を「庄原市立板橋小学校子育て支援施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

庄原市板橋子育て支援施設（板橋ひだまり広場）の名称を変更するため、所要の改正を行おうとするものである。

## 議案第 15 号

庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

### 庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

庄原市国民健康保険税条例（平成 17 年庄原市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.35」を「100 分の 7.68」に改める。

第 5 条中「31,920 円」を「33,800 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「20,440 円」を「21,300 円」に改め、同条第 2 号中「10,220 円」を「10,650 円」に改め、同条第 3 号中「15,330 円」を「15,975 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.83」を「100 分の 2.78」に改める。

第 7 条の 2 中「11,984 円」を「12,092 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「7,696 円」を「7,625 円」に改め、同条第 2 号中「3,848 円」を「3,812 円」に改め、同条第 3 号中「5,772 円」を「5,718 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 2.28」を「100 分の 2.46」に改める。

第 9 条の 2 中「11,670 円」を「12,630 円」に改める。

第 9 条の 3 中「5,656 円」を「6,113 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「22,344 円」を「23,660 円」に改め、同号イ（ア）中「14,308 円」を「14,910 円」に改め、同号イ（イ）中「7,154 円」を「7,455 円」に改め、同号イ（ウ）中「10,731 円」を「11,183 円」に改め、同号ウ中「8,389 円」を「8,465 円」に改め、同号エ（ア）中「5,388 円」を「5,338 円」に改め、同号エ（イ）中「2,694 円」を「2,669 円」に改め、同号エ（ウ）中「4,041 円」を「4,003 円」に改め、同号オ中「8,169 円」を「8,841 円」に改め、同号カ中「3,960 円」を「4,280 円」に改め、同項第 2 号ア中「15,960 円」を「16,900 円」に改め、同号イ（ア）中「10,220 円」を「10,650 円」に改め、同号イ（イ）中「5,110 円」を「5,325 円」に改め、同号イ（ウ）中「7,665 円」を「7,988 円」に改め、同号ウ中「5,992 円」を「6,046 円」に改め、同号エ（ア）中「3,848 円」を「3,813 円」に改め、同号エ（イ）中「1,924 円」を「1,906 円」に改め、同号エ（ウ）中「2,886 円」

を「2,859 円」に改め、同号才中「5,835 円」を「6,315 円」に改め、同号力中「2,828 円」を「3,057 円」に改め、同項第3号ア中「6,384 円」を「6,760 円」に改め、同号イ(ア)中「4,088 円」を「4,260 円」に改め、同号イ(イ)中「2,044 円」を「2,130 円」に改め、同号イ(ウ)中「3,066 円」を「3,195 円」に改め、同号ウ中「2,397 円」を「2,419 円」に改め、同号エ(ア)中「1,540 円」を「1,525 円」に改め、同号エ(イ)中「770 円」を「763 円」に改め、同号エ(ウ)中「1,155 円」を「1,144 円」に改め、同号才中「2,334 円」を「2,526 円」に改め、同号力中「1,132 円」を「1,223 円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,788 円」を「5,070 円」に改め、同号イ中「7,980 円」を「8,450 円」に改め、同号ウ中「12,768 円」を「13,520 円」に改め、同号エ中「15,960 円」を「16,900 円」に改め、同項第2号ア中「1,798 円」を「1,814 円」に改め、同号イ中「2,996 円」を「3,023 円」に改め、同号ウ中「4,794 円」を「4,837 円」に改め、同号エ中「5,992 円」を「6,046 円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の庄原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

国民健康保険事業費納付金に充てる必要な税収を確保するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 16 号

庄原市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

庄原市副市長の定数を定める条例（平成 18 年庄原市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 人」を「1 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

副市長の定数を変更するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 17 号

庄原市行政組織条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市行政組織条例の一部を改正する条例

庄原市行政組織条例（平成 17 年庄原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「生活福祉部」を「経営政策部」に改め、同条第 3 号中「企画振興部」を「市民部」に改め、同条第 4 号中「環境建設部」を「建設部」に改め、同号を第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 健康福祉部
- (5) 産業振興部

第 2 条を次のように改める。

（事務分掌）

第 2 条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務部
  - ア 議会及び行政一般に関すること。
  - イ 例規及び文書に関すること。
  - ウ 情報公開に関すること。
  - エ 秘書に関すること。
  - オ 儀式及び表彰に関すること。
  - カ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
  - キ 行財政改革に関すること。
  - ク デジタル施策に関すること。
  - ケ 電子計算処理組織に関すること。
  - コ 予算及び財務に関すること。
  - サ 公有財産に関すること。
  - シ 入札及び契約に関すること。
  - ス 消防及び防災に関すること。

セ 交通安全に関すること。

ソ 防犯に関すること。

(2) 経営政策部

ア 総合計画に関すること。

イ 重要施策の企画及び総合調整に関すること。

ウ 都市構造の転換に関すること。

エ 行政組織及び職員定数に関すること。

オ 定住に関すること。

カ 統計に関すること。

キ 広報及び広聴に関すること。

(3) 市民部

ア 住民自治及び地域コミュニティに関すること。

イ 消費生活に関すること。

ウ 国際交流に関すること。

エ 男女共同参画に関すること。

オ 戸籍、住民基本台帳等に関すること。

カ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

キ 地域公共交通に関すること。

ク 市税等に関すること。

ケ 市債権の収納及び滞納対策に関すること。

コ 環境衛生及び環境保全に関すること。

サ 廃棄物に関すること。

(4) 健康福祉部

ア 社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉に関すること。

イ 介護保険に関すること。

ウ 後期高齢者医療に関すること。

エ 保健医療及び健康づくりに関すること。

(5) 産業振興部

ア 農林業に関すること。

イ 畜産業及び水産業に関すること。

ウ 商業及び鉱工業に関すること。

エ 観光及び交流に関すること。

(6) 建設部

ア 市道、国県道及び高速道路に関すること。

イ 河川及びダムに関すること。

ウ 農村基盤の整備に関すること。

エ 農林道及び農業用施設に関すること。

オ 農地保全に関すること。

- 力 都市計画に関すること。
- キ 都市基盤整備に関すること。
- ク 建築に関すること。
- ケ 住宅に関すること。
- コ 開発行為に関すること。
- サ 事業用地の取得に関すること。
- シ 地籍調査に関すること。
- ス 工事検査に関すること。
- セ 下水道等の排水処理に関すること。
- ソ 広島県水道広域連合企業団に関すること。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(庄原市予防接種健康被害者調査委員会設置条例の一部改正)
- 2 庄原市予防接種健康被害者調査委員会設置条例(平成17年庄原市条例第141号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「生活福祉部」を「健康福祉部」に改める。  
(庄原市都市計画審議会設置条例の一部改正)
- 3 庄原市都市計画審議会設置条例(平成17年庄原市条例第183号)の一部を次のように改正する。  
第9条中「環境建設部」を「建設部」に改める。

(提案理由)

組織機構の見直しにより、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 18 号

庄原市経済対策施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市経済対策施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市経済対策施設設置及び管理条例（平成 17 年庄原市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

別表庄原市大久保多目的乾燥施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

庄原市大久保多目的乾燥施設を廃止するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 19 号

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例（平成 17 年庄原市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 の項に次のように加える。

(3) コテージ

区分	使用料	単位等
施設	24,000 円	1 棟・1 泊当たり

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

庄原市帝釈峡まほろばの里に新設したコテージの使用料を定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 20 号

庄原市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市手数料条例の一部を改正する条例

庄原市手数料条例（平成 17 年庄原市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表中温泉法の項を削り、第 34 号を第 32 号とし、第 35 号から第 37 号までを 2 号ずつ繰り上げ、理容師法の項から興行場法の項までを削り、第 53 号を第 36 号とし、第 37 号から第 82 号までを 17 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

広島県から移譲された事務の返還に伴い、当該事務に係る手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 21 号

庄原市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例

庄原市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 錢」を「8 円 38 錢」に改める。

第 11 条中「541 円 31 錢」を「586 円 88 錢」に改める。

第 12 条第 2 項中「7 円 73 錢」を「8 円 38 錢」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 22 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年第 3 回庄原市議会定例会議案第 96 号により当初契約の議決を得、令和 7 年第 1 回庄原市議会定例会議案第 31 号により変更契約の議決を得、令和 7 年第 5 回庄原市議会定例会議案第 86 号により変更契約の議決を得た農業水路等長寿命化・防災減災事業栗頭首工改修工事(下部工)の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年庄原市条例第 226 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- |         |   |
|---------|---|
| 1 事 業 名 | 令和 4 年度(明許繰越)・令和 5 年度(明許繰越)・令和 6 年度(明許<br>繰越)・令和 7 年度施行<br>農業水路等長寿命化・防災減災事業 |
| 2 工 事 名 | 栗頭首工改修工事(下部工)   |
| 3 工事場所  | 庄原市西城町栗   |
| 4 請負金額  | 変更前 370, 161, 000 円<br>変更後 405, 152, 000 円                                  |
| 5 請負業者  | 中田・角栄特定建設工事共同企業体<br>代表者 広島県庄原市春田町 145 番地 2<br>有限会社中田建設<br>代表取締役 中田 和克       |

(提案理由)

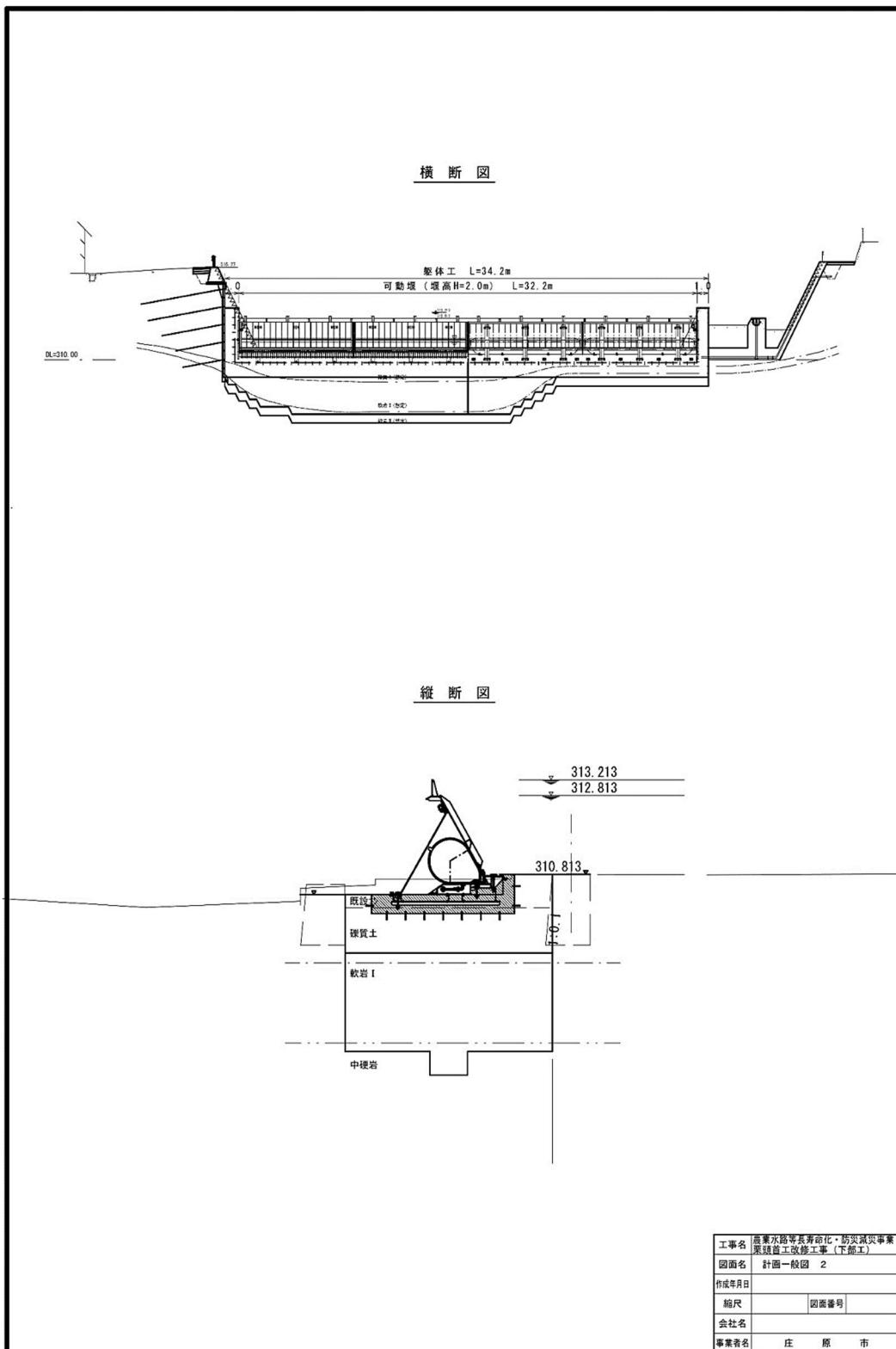
令和 5 年第 3 回庄原市議会定例会議案第 96 号により当初契約の議決を得、令和 7 年第 1 回庄原市議会定例会議案第 31 号により変更契約の議決を得、令和 7 年第 5 回庄原市議会定例会議案第 86 号により変更契約の議決を得た農業水路等長寿命化・防災減災事業栗頭首工改修工事（下部工）の請負契約の請負金額を変更しようとするものであるが、変更後の請負金額が 1 億 5, 000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

## 工事請負契約の変更について

## 1. 変更の概要

本工事においては、工期が長期に亘ることとなったため、社会経済情勢の変動による原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、労務費の上昇等の影響を受けることとなり、これらの工事金額の高騰分について、今回計上するものである。

## 2. 工事現場の図面



### 3. 工事現場の写真



指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市西城高齢者等生活支援施設 (あんしんリビング)	社会福祉法人西城福祉会	理事長 土井 一	庄原市西城町大佐 5148 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市東城小規模老人ホーム有栖川荘	社会福祉法人東城有栖会	理事長 高原 淳尚	庄原市東城町川西 947 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市口和自立支援型グループホーム (永田ハイム)	社会福祉法人口和福祉会	理事長 徳市 正仁	庄原市口和町永田 413 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市高野高齢者生活福祉センター	社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	会長 上田 正之	庄原市西本町四丁目 5 番 26 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

庄原市総領トータルケアホームゆう愛	社会福祉法人 優輝福祉会	理事長 森重 利夫	三次市吉舎町吉舎606番地	令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで
-------------------	--------------	--------------	---------------	------------------------------------

(提案理由)

公の施設（高齢者等生活支援施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 24 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市立庄原北保育所	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市立三日市保育所	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市立東城保育所	社会福祉法人東城有栖会	理事長 高原 淳尚	庄原市東城町川西 947 番地 2	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市立総領保育所	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（保育所）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 25 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市口和保健福祉センター	社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	会長 上田 正之	庄原市西本町四丁目 5 番 26 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市高野保健福祉センター (ほほえみセンター)	社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	会長 上田 正之	庄原市西本町四丁目 5 番 26 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（保健福祉センター）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 26 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市八鉢自治振興センター	八鉢自治振興区	会長 高原 芳典	庄原市西城町小鳥原 615 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市小奴可自治振興センター	小奴可の里自治振興区	会長 大原 元治	庄原市東城町内堀 1100 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市田森自治振興センター	田森自治振興区	会長 名越 和之	庄原市東城町栗田 1715 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市久代自治振興センター	久代自治振興区	会長 長田 直久	庄原市東城町久代 2105 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

庄原市新坂自治振興センター	新坂自治振興区	会長 久岡 崇彦	庄原市東城町三坂330番地	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
庄原市上高自治振興センター	庄原市上高自治振興区	区長 永田 豊秋	庄原市高野町新市1283番地	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
庄原市下高自治振興センター	庄原市下高自治振興区	区長 馬船 博	庄原市高野町下門田8番地	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

(提案理由)

公の施設（自治振興センター）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 27 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市根木田会館	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（根木田会館）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市熊野農産物加工施設	「神話の里」くまの	会長 近藤 彰男	庄原市西城町熊野 608 番地	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
庄原市東城農産物直売施設 (きんさい市)	東城きんさい市運営協議会	会長 山本 一守	庄原市東城町川東 877 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
庄原市東城農産物加工施設	東城町農産物処理加工所利用協議会	会長 山本 一守	庄原市東城町栗田甲 2565 番地	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
庄原市高野ファーマーズマーケット	株式会社緑の村	代表取締役 根波 裕治	庄原市高野町南 257 番地	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

公の施設（農業振興施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 29 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市貝の平しいたけ不時栽培施設	有限会社庄原木の子センター	代表取締役 池田 良一	庄原市川手町 19 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市峰田竹の里工房	峰田竹の里組合	組合長 岡本 文男	庄原市是松町 188 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（経済対策施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 30 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市庄原交流拠点施設 (食彩館しょうばらゆめさくら)	株式会社グリーンウインズさとやま	代表取締役 社長 奥井 智裕	庄原市東本町一丁目 8 番 17 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市東城交流拠点施設 (遊 Y O U さろん 東城)	株式会社ニュー東城	代表取締役 松木 茂穂	庄原市東城町川東 877 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市高野交流拠点施設 (道の駅たかの)	株式会社緑の村	代表取締役 根波 裕治	庄原市高野町南 257 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（交流拠点施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 31 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市総合体育館 (さくらアーチ)	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（体育館）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市テニスコート	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市多目的広場	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市多目的広場 クラブハウス	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市運動広場	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

庄原市スポーツ広場	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13番 24号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
庄原市戸宇スポーツ広場	戸宇自治会	会長 山本 一守	庄原市東城町戸宇 1138番地	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

公の施設（屋外体育施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 33 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市水泳プール	庄原市総合サービス株式会社	代表取締役 田坂 豊	庄原市中本町二丁目 13 番 24 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（水泳プール）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 34 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市大屋農村広場	今櫛会	会長 岡田 隆博	庄原市西城 町大屋 1511 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（農村広場）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他  
の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 35 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市東城健康増進施設 (リフレッシュハウス東城)	株式会社ニユ一東城	代表取締役 松木 茂穂	庄原市東城 町川東 877 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（健康増進施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 36 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市小奴可研修センター	小奴可尚和会	会長 宮田 豊	庄原市東城町 小奴可 2646 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（農村集会施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市東城中央運動公園	株式会社ニユ一東城	代表取締役 松木 茂穂	庄原市東城 町川東 877 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（都市公園）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他  
の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 38 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市宮原ふれあい広場	久代自治振興区久代東支部	支部長 名越 一雄	庄原市東城町久代 1570 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（生涯学習施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 39 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市口和老人福祉センター	社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	会長 上田 正之	庄原市西本町四丁目 5 番 26 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（老人福祉センター）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 40 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市口和地域ケアセンター	社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	会長 上田 正之	庄原市西本町四丁目 5 番 26 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（口和地域ケアセンター）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 41 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市口和飼料 稲・稲わら保管施 設	ひろしま農 業協同組合	代表理事組合 長 田中 義彦	東広島市西 条栄町 10 番 35 号	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（畜産振興施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 42 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市高野山村交流施設 (緑の村)	株式会社 緑の村	代表取締役 根波 裕治	庄原市高野町南 257 番地	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（屋外体験施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

議案第 43 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者に指定しようとする団体等			指定の期間
	名 称	代表者氏名	所在地	
庄原市総領高齢者活動センター	総領稻草西自治会	会長 永井 賢而	庄原市総領町稻草 1035 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで
庄原市総領高齢者能力活用センター (ハートリンクス)	田総の里自治会	会長 成相 彰男	庄原市総領町稻草 521 番地 46	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

公の施設（高齢者活動施設）の設置目的を効果的に達成するため、市の指定した法人  
その他の団体に当該公の施設の管理を行わせるものである。

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

庄原市長 八谷 恭介

1 財産の表示

所 在	庄原市大久保町917番地3
種 別	建物
構 造	鉄骨造スレート葺二階建
延べ床面積	157.62m <sup>2</sup>

2 相手方

庄原市大久保町917番地2  
上田 芳樹

(提案理由)

地元との協議が整った経済対策施設建物を土地所有者に無償譲渡しようとするものである。

議案第 45 号

広島市と庄原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

広島市と庄原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し、別紙により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(提案理由)

広島市と庄原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し、広島市と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

## 別紙

### 広島市と庄原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

広島市（以下「甲」という。）及び庄原市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この連携協約は、人口減少・少子高齢社会にあっても、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、もって圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

#### （連携を図る取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携を図る取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

#### （広島広域都市圏発展ビジョン）

第4条 第2条に規定する取組を推進するため、圏域の目指す将来像と

その実現に向けた具体的な施策を示す「広島広域都市圏発展ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を甲が、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 第2条に規定する取組を甲及び乙が実施するために要する費用及びその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	取組	内 容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
1 圈域全体の経済成長のけん引				
	新たな施策の企画立案	ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築するため、圏域内市町等で構成する広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を設置し、新たな施策の企画立案に取り組む。	事務局として広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を運営し、新たな施策の企画立案に主体的に取り組む。	広島広域都市圏の産業振興に係る研究会に参画し、新たな施策の企画立案に甲と協力して取り組む。
	新産業の育成、創業支援	環境・エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援、地元大学等が持つ技術シーズを活用した創業等の支援など、新産業の育成や創業のための環境づくりに取り組む。	環境・エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援、地元大学等が持つ技術シーズを活用した創業等の支援などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	ものづくり産業の強化	デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路の開拓、自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組を支援するなど、ものづくり産業における中小企業の競争力の強化に取り組む。	デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路の開拓、自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組の支援などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	中小企業の経営強化	広島市中小企業支援センターにおいて人材育成や技術力の向上を図るなど、中小企業の経営強化に取り組む。	中小企業経営者への経営力や技術力の向上に役立つ知識等の提供などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	圏域の特産品の販路拡大の促進	圏域の特産品を集約し、広島市都心部において販売する場を設けるなど、販路拡大や消費増大に取り組む。	圏域の特産品の集約や販売する場の設置などに主体的に取り組む。	特産品の集約や販売などに甲と協力して取り組む。
	観光プログラムの充実	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントの実施などにより観光プログラムの充実を図るとともに、積極的なプロモーション活動に取り組む。	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントやプロモーション活動などに主体的に取り組む。	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントなどに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内 容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
	観光客の受入環境整備	国内外からの観光客等が、安心して快適に圏域内で周遊、滞在できるよう、観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線L A N環境の充実など、観光客の受入環境整備に取り組む。	観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線L A N環境の充実などに主体的に取り組む。	観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線L A N環境の充実などに甲と協力して取り組む。
	国際会議等の誘致	圏域内の地域資源を活用して、魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発など、M I C E（国際会議等）の受入態勢を充実し、誘致に取り組む。	魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発などに主体的に取り組む。	魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発などに甲と協力して取り組む。
	圏域内で生産された農産物の消費拡大	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業を実施するなど、圏域内で生産された農産物の地産地消を進め、消費拡大に取り組む。	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業の実施などに主体的に取り組む。	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業の実施などに甲と協力して取り組む。
	健全な森林の育成・保全	自伐林業の支援に係るモデル事業の実施等を踏まえ、木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築を図るなど、健全な森林の育成・保全に取り組む。	自伐林業の支援に係るモデル事業の実施や木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築などに主体的に取り組む。	木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築などに甲と協力して取り組む。
	水産資源の確保	圏域のかき養殖を中心とした漁業経営の安定化を図るため、水産資源の確保や消費拡大に取り組む。	水産資源の確保や消費拡大に主体的に取り組む。	各事業の実施やP Rなどに甲と協力して取り組む。
	地元企業における若者の雇用促進	圏域内市町や経済界、地元大学等と連携し、若者が地元企業をより深く知ることができる機会を確保するなど、地元企業における若者の雇用促進に取り組む。	若者が地元企業をより深く知ることができ機会の確保などに主体的に取り組む。	若者が地元企業をより深く知ことができ機会の確保などに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内 容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
2 高次の都市機能の集積・強化				
効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築	24時間365日体制で電話による医療相談等を行う救急相談センター事業の実施や広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワーク整備など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組む。	救急相談センター事業による医療相談等の実施や、地方独立行政法人広島市立病院機構が行う広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供等に対する支援などに取り組む。	救急相談センター事業による医療相談等の実施や、広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供などに甲と協力して取り組む。	
圏域北部における拠点病院の整備	広島市立北部医療センター安佐市民病院において、高度・急性期医療機能や災害拠点病院としての機能、へき地医療拠点病院としての機能の充実・強化を図り、広島県北西部を中心とした地域における拠点病院の整備に取り組む。	高度・急性期医療や災害時における医療の提供、へき地医療拠点病院としての医療支援など、地方独立行政法人広島市立病院機構が運営する広島市立北部医療センター安佐市民病院の拠点病院機能の充実・強化に対する支援に取り組む。	自市町の住民が必要とする医療の提供に甲と協力して取り組む。	
圏域内の公共交通網等の充実・強化	圏域にわたるヒト・モノ・カネ・情報の循環に資する広域交通網の構築に向け、市町と連携して圏域内の公共交通網等の充実・強化に取り組む。	圏域内の公共交通網等の充実・強化に主体的に取り組む。	圏域内の公共交通網等の充実・強化に甲と協力して取り組む。	
地域貢献人材の育成	地域や企業が求める人材を確保するため、公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町や大学、経済団体等と連携して実施する人材育成事業を支援するなど、地域貢献人材の育成に取り組む。	公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに主体的に取り組む。	公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに甲と協力して取り組む。	

区分	取組	内 容	甲(連携中枢都市 (広島市) ) の役割	乙(連携市町) の役割
----	----	-----	-------------------------	-------------

### 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### (1) 生活機能の強化

地域医療提供体制の確保	圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。
子育て支援・教育の充実	圏域内において、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修など、子育て支援サービスや教育環境の充実に取り組む。	保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修などに主体的に取り組む。	保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修などに甲と協力して取り組む。
文化財・伝統文化の活用・保全	圏域内の文化財及び伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、魅力を広く発信するため、神楽の公演や継承など、その総合的な活用及び保全に取り組む。	神楽の公演や継承などに主体的に取り組む。	神楽の公演や継承などに甲と協力して取り組む。
観光資源の共同開発・PR	圏域の更なる魅力発信に向け、圏域内の地域資源を発掘し結び付けるなど、地域の観光資源の開発や有効活用に取り組む。	圏域内の地域資源を発掘し結び付けることなどに主体的に取り組む。	圏域内の地域資源を発掘し結び付けることなどに甲と協力して取り組む。

#### (2) 結び付きやネットワークの強化

生活交通の維持・確保	圏域内住民の交通手段の維持・確保を図るため、芸備線を活用した観光振興など、生活交通の維持・確保に取り組む。	芸備線を活用した観光振興などに主体的に取り組む。	芸備線を活用した観光振興などに甲と協力して取り組む。
ICT環境の整備・有効活用	圏域内住民の暮らしにおける利便性を向上させるため、オープンデータの推進や町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトの共同利用など、ICT環境の整備や有効活用に取り組む。	オープンデータの推進や町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトの共同利用などに主体的に取り組む。	オープンデータの推進や町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトの共同利用などに甲と協力して取り組む。

区分	取 組	内 容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
	圏域内產品の地産地消	圏域内における地域経済の循環を図るため、圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援など、地産地消等に取り組む。	圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに主体的に取り組む。	圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに甲と協力して取り組む。
	交流・移住・定住の促進	圏域の人口減少への対応を図るため、圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進など、東京圏等の住民との交流や圏域への移住・定住に取り組む。	圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに主体的に取り組む。	圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに甲と協力して取り組む。
	圏域内住民の交流促進	圏域内住民の交流促進を図るため、圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに取り組む。	圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに主体的に取り組む。	圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに甲と協力して取り組む。
	安全・安心な暮らしの確保	圏域内住民の安全・安心な暮らしの確保のため、消費者被害に関する情報の共有など、消費者対策等に取り組む。	消費者被害に関する情報の共有などに主体的に取り組む。	消費者被害に関する情報の共有などに甲と協力して取り組む。

### (3) 圏域マネジメント能力の強化

職員の育成・確保	圏域内市町職員の圏域マネジメント能力の向上を図るため、圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修など、職員の育成・確保に取り組む。	圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに主体的に取り組む。	圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに甲と協力して取り組む。
事務の効果的・効率的な執行	圏域内住民に対する行政サービスの効率化や利便性の向上を図るため、圏域内市町の連携により、行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに取り組む。	行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに主体的に取り組む。	行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに甲と協力して取り組む。



報告第1号

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日

庄原市長 八谷恭介

1 専決処分の内容 損害賠償額 226,831円

債権者 庄原市東本町三丁目12番12号  
備北交通株式会社  
代表取締役社長 河野文彦

2 専決処分年月日 令和8年2月4日

(参考事項)

令和7年11月6日、相手方の敷地内駐車場において、公用車を後方転回していたところ、後方に駐車してあった相手方所有の車両を損傷したことによる損害賠償の額を定めるため、専決処分をしたものである。

## 事 故 報 告 書

1 事故発生日時 令和7年11月6日 午前11時25分  
天気 晴

2 事故発生場所 庄原市東本町三丁目12番12号  
備北交通株式会社 駐車場内

3 相 手 方 庄原市東本町三丁目12番12号  
備北交通株式会社  
代表取締役社長 河野 文彦

4 事故原因及び状況 相手方敷地内の駐車場において、公用車を後方転回していたところ、斜め後方に駐車中であった相手方所有の車両の前方運転手側のバンパーに接触し、損傷させたものである。  
原因は、運転手の目測誤りによる後方確認不足である。  
なお、本件事故による怪我人はいなかった。